

保育所・幼稚園・認定こども園等に入園をお考えの 医療的ケアを必要とするお子様の保護者様へ

奈良市 子ども未来部 保育総務課

1. 入園にあたって

主治医によくご相談の上、担当保健師にご相談ください。

担当保健師がいない場合は、直接、保育総務課（０７４２－３４－５４９３）にご連絡ください。

なお、お子様の健康状態や園の体制等から安全に受け入れることができないと判断した場合は、希望の施設への入園が延期されたり、入園が出来なかったりすることもありますので、予めご了承ください。

2. 園で提供できる医療的ケア

・経管栄養・酸素療法・喀痰吸引・導尿・インスリン投与・その他、園で対応可能な医療的ケア

3. 入園相談から入園までの流れ



入園相談票入力

保育所・認定こども園・幼稚園での生活の中で、お子様に医療的ケアが必要な場合、担当保健師より「入園相談票ロゴフォーム」の案内をお渡ししますので、入力してください。

入園相談

入園相談票ロゴフォームを確認した後に、保育総務課から連絡を入れ、面談の日程調整をします。面談日にはお子様とともに保育総務課へお越しください。そこで必要書類（「状態確認依頼書」・「アセスメントシート」・「医療的ケアに関する確認書」）をお渡ししますので、記入後、提出してください。

お子様の状態確認

保育総務課より「医師意見書」をお渡ししますので、主治医に記入してもらい、保育総務課へ提出してください。保育総務課で、集団保育が可能であるか確認させていただきます。（必要に応じて主治医と面談等【同行受診等】を行い、情報共有し、集団保育が可能かどうかを確認する場合があります。）



集団保育可能

集団保育が可能と認めた場合、
「医療的ケア児状態確認通知書」を交付します。

入園手続きをするまでに、入園希望園の見学を実施しておいてください。
私立園を希望される場合は、見学の際に、医療的ケア児の受け入れが可能かどうかを園に確認していただき、その結果を保育総務課へ連絡してください。

教育・保育利用に関する入園手続き

通常の保育利用や、教育利用の申し込みをお願いします。

教育を希望される場合（1号認定）⇒ **各園へ直接申込み**

保育を希望される場合（2号・3号認定）⇒ **奈良市役所保育所・幼稚園課へ申込み**

**内定
入園許可**

看護師雇用状況等により、

入園までに日数を要する場合がありますことをご了承ください。

主治医の指示書の提出

保育総務課より「**医師指示書**」をお渡ししますので、
主治医に記入してもらい、提出してください。



医療的ケア実施内容の協議

内定施設にて、施設長・担当看護師等と面談を実施します。
医師の指示書をもとに、具体的な情報共有・調整を行います。

入 園

- ・医療的ケアの実施に必要な物品は、原則自宅からご持参いただきます。
- ・慣らし保育期間は、親子通園にご協力ください。（約1か月）
- ・保護者の方がお子様に実施されているケア方法等を担当看護師が確認し「**医療的ケア実施計画書**」を作成します。
- ・計画内容を保護者の方と共有し、段階を踏んで保護者なしでのケアに移行します。

4. 注意事項

- ・公立園の場合の受け入れ可能な時間帯は月～金の8：30～17：00になります。
（私立園の場合、園側が看護師の確保を行いますので、受け入れ時間帯等各園にご確認ください。）
- ・看護師の配置状況により、受け入れできる時間帯等を制限させていただく場合があります。
- ・主治医による文書作成にかかる経費は、保護者負担となります。



奈良市 子ども未来部 保育総務課

奈良市二条大路南1丁目1番1号

（奈良市役所 中央棟3階）

TEL 0742-34-5493

FAX 0742-34-4752